

平成 22 年 5 月 27 日

様

原子力発電等に関する提案書

原子力発電関係団体協議会



会 長	石川 県知事	谷 本	正 憲
副会長	青森 県知事	三 村	申 吾
	北海道知事	高 橋	はるみ
	宮城 県知事	村 井	嘉 浩
	福島 県知事	佐 藤	雄 平
	茨城 県知事	橋 本	昌 彦
	新潟 県知事	泉 田	裕 彦
	福井 県知事	西 川	一 誠
	静岡 県知事	川 勝	平 太
	島根 県知事	溝 口	善兵衛
	山口 県知事	二 井	関 成
	愛媛 県知事	加 戸	守 行
	佐賀 県知事	古 川	康
	鹿児島県知事	伊 藤	祐一郎

はじめに

エネルギーを巡る社会の情勢は大きく変化しており、環境に配慮したエネルギーの安定確保は、世界各国の重要な課題となっている。また、C O P 1 5 で我が国は、2020 年までに 1990 年比で 25% の温室効果ガス削減を目指すとともに、その実現に向け、国会で審議中の地球温暖化対策基本法案においても、原子力政策推進が明記されており、原子力発電はエネルギー政策のみならず、地球温暖化対策の上からも益々重要な役割を担うものである。

このように基幹電源として位置付けられる原子力発電を巡っては、プルサーマルによる発電が本格的に開始され、また、40 年を超える運転が行われ、さらに、今月には高速増殖原型炉「もんじゅ」が性能試験を再開するなど大きな節目を迎えてきているが、国の安全規制体制をはじめ、原子力発電所の安全性や検査制度の在り方、核燃料サイクルを巡る課題などに対して、引き続き国民の高い関心が寄せられている状況である。

我々、原子力発電関係団体協議会では、これまでも国のエネルギー政策に積極的に協力してきており、中でも、原子力に関しては、国の一元的で厳正な安全規制を前提として、地方自治の立場から電源三法交付金制度を活用し、住民の安全確保、地域振興及び原子力防災など広範に亘る各種の課題に対処しているところであるが、国及び事業者の信頼確保に向けた取り組みの展開や地域の実情にあった地域振興策の推進は一層不可欠であり、特に国においては、高経年化対策や新検査制度をはじめとする原子力発電所等の安全確保と国民の理解促進並びに信頼確保についての対応策を早急に講じることが必要である。

このため、平成 23 年度政府予算の編成及び今後の原子力行政の展開に当たって、原子力発電関係団体協議会として次の事項を実現されるよう提案する。

〔重点提案項目〕

1 原子力行政（全般）について

（3）厳正な安全確認と国民的合意形成に基づいた核燃料サイクルの推進について

- ① プルサーマルや高速増殖炉開発を含む、核燃料サイクルの推進については、我が国のエネルギー政策の中核をなすものであり、国は、安全確保を第一とし、各段階において厳正な審査・検査や指導を行うとともに、それらの経過や結果について積極的な情報公開と十分な住民説明を行い、国民的合意形成に努めながら、着実に取り組むこと。
- ② プルサーマル計画については、立地地域の十分な理解と同意を前提として慎重に対処するとともに、安全性に加えプルサーマルの必要性や経済性についても積極的かつわかりやすい広報を行い、国民の理解の促進に努めること。
- ③ 輸入MOX燃料の安全性について、輸送を含めて国は厳正かつ適切な確認・審査を行うとともに、事業者の品質保証体制と安全管理体制の一層の充実強化の指導と情報の公開に努めること。
- ④ 使用済のウラン燃料やMOX燃料が、発電所に長期間貯蔵され続けられないよう、国が責任を持って日本原燃株式会社六ヶ所再処理工場に続く、いわゆる第二再処理工場の検討を早急に行い、建設に向けて取り組んでいくことを積極的に広報し、国民に明確に示すこと。
- ⑤ 六ヶ所再処理施設について、安全な施設整備かつ早期の操業開始を国が責任を持って指導するとともに、その円滑な運転により、使用済燃料の継続的な受入・処理を確保し、核燃料サイクルの確立を図ること。

《内閣府》《経済産業省》《文部科学省》《原子力委員会》《原子力安全委員会》《国土交通省》

（5）放射性廃棄物の処理・処分方法の確立等について

- ① 放射性廃棄物の区分や制度、処理・処分方法について、国の責任において、国民の十分な理解が得られるよう広報活動を強化すること。
- ② 高レベル放射性廃棄物の最終処分に係る研究開発の促進を図り、最終処分の早期実施に向けて、国が前面に立った取り組みを一層強化するとともに、原子力発電環境整備機構及び独立行政法人日本原子力研究開発機構に対し、適正な事業執行を指導すること。 《経済産業省》《文部科学省》《原子力安全委員会》

2 原子力発電所等の安全確保について

(2) 安全管理システムの構築について

- ③ 事業者及び発電所の保守・点検など安全管理業務を行う企業に対しては、品質管理を含めた保全に関する資格制度、教育訓練制度の創設等、安全管理水準の向上の支援に積極的に取り組むとともに、危機管理意識の醸成を指導すること。

《経済産業省》 《文部科学省》 《原子力安全委員会》

(4) 信頼性の向上のための審査、検査体制の充実等について

- ① 国は、立地地域の信頼が得られるよう規制監督省庁としての認識を持ち、厳格な規制、監督を行い、審査・検査については、不断の見直しとその実効性確保及び充実強化に取り組むこと。
- ② 新たな検査制度の運用に当たっては、検査間隔の変更を含む事業者の検査計画全般について、高経年化の程度などプラント毎の特性に応じ、慎重かつ厳格な審査を行うとともに、安全性向上についての具体的なデータを示すなど説明責任を果たし、国民の理解と信頼を確保すること。
- ③ 国は、保安検査等を通じて、品質保証活動の徹底及び設備改良、ヒューマンエラー及び不正防止等について事業者を強く指導し、検査等の信頼性の向上を図ること。
- ⑥ 原子力発電所等の安全性に係る疑義が生じた際には、速やかに関係自治体に連絡するとともに、疑義に係る調査や対策について公表を行うほか、現地の原子力保安検査官事務所においても結果を公表すること。

《経済産業省》 《文部科学省》 《原子力安全委員会》

(7) 原子力発電所等の耐震安全性について

- ① 耐震安全性に関わる新たな知見や評価等が示された場合には、必要に応じて、耐震設計審査指針の見直しを行い、事業者に適切な対策を指示するとともに、国民にわかりやすく説明すること。

- ③ 事業者が実施した中間評価はもとより最終評価について、国として厳正かつ早期に確認するとともに、原子力発電所等全体として一貫した地震対策を実施しているかどうかについても、厳格に確認し、国民にわかりやすく説明すること。

《経済産業省》《文部科学省》《原子力安全委員会》

5 電源地域振興対策の充実強化について

(1) 原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法に基づく施策の充実・強化について

- ① 「原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法」（以下「原発特措法」）に基づく特例措置を堅持されるとともに、現行法の失効する平成23年度以降の法の延長について措置すること。

《内閣府》《経済産業省》《文部科学省》《財務省》《総務省》《厚生労働省》
《農林水産省》《国土交通省》《環境省》

6 電源三法交付金制度の充実について

運転段階における交付金額の算定にあたり、発電電力量に傾斜配分する見直しを行うとの報道がなされているが、見直し作業の段階から関係自治体に対し、事前に十分な説明を行うとともに、関係自治体の意見を十分に聴き、見直しに反映し、速やかに周知すること。

(1) 電源三法交付金制度（全般）について

- ① 電源三法交付金制度の趣旨を踏まえ、電源立地地域対策交付金をはじめとした現行の枠組みを堅持し、引き続き、関係自治体への財政的支援措置が後退することがないように十分確保すること。
- ④ 運転年数40年を経過する高経年化原子炉に対する新たな交付金制度を創設するとともに、原子力発電所のリプレースに関し、立地地域の持続的な発展が図られるような地域振興支援制度を早急に整備すること。

《経済産業省》《文部科学省》《財務省》

(2) 電源立地地域対策交付金の充実等について

- ⑥ 運転開始から40年を経過する原子炉を対象に、単年度限り1億円の加算措置が設けられたが、交付限度額を拡充し、恒久的な支援制度とすること。

《経済産業省》《文部科学省》《財務省》

(4) 原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業補助金（F補助金）について

- ① 旧外部市町村については、平成25年度から補助対象地域から除外されることとなるが、周辺地域の産業振興を図るという趣旨に鑑み、旧外部市町村を補助対象地域に含めるとともに、下記事項を改善し、制度の一層の拡充を図ること。

イ 交付期間の延長

ロ 給付金額算定の際の契約電力の上限引き上げ

《経済産業省》《財務省》

(7) 原子力発電施設等立地地域特別交付金、核燃料サイクル交付金及び原子力発電施設立地地域共生交付金について

- ② 国においては、プルサーマル計画の実現に向けて電源立地地域に対する支援策を講じる目的で、「核燃料サイクル交付金」に代えて、新たに「原子力発電施設等立地地域特別交付金」により措置を行ったところであるが、同意の時期により交付限度額が減額される特別交付金制度を見直し、従前の核燃料サイクル交付金における交付限度額を復活させるとともに、道県の同意時期による交付限度額の差異及び同意期限を撤廃すること。

- ③ 原子力発電施設立地地域共生交付金については、原子力発電施設の運転年数が30年を超える場合に交付されるものであるが、交付後に当該施設が運転を終了しても、対象施設を含む発電所において運転がされている場合、地域振興計画の事業期間は継続交付すること。

《経済産業省》《文部科学省》《財務省》

目 次

1 原子力行政（全般）について

- (1) 国及び事業者の情報公開と政策決定過程における国民意見の反映、広聴・広報活動の強化等、地域の意見を尊重した原子力行政への取組みについて…………… 1
- (2) 原子力安全規制体制の在り方の検討・検証並びに議論する場の設置について…………… 1
- (3) 厳正な安全確認と国民的合意形成に基づいた核燃料サイクルの推進について…………… 2
- (4) 使用済燃料の中間貯蔵施設の立地促進と広報活動の強化等について…………… 2
- (5) 放射性廃棄物の処理・処分方法の確立等について…………… 2
- (6) 異常時の迅速かつ正確な情報伝達と公表等について…………… 3
- (7) 原子力安全協定の遵守指導等について…………… 3
- (8) 原子力技術者養成のための教育と人材確保について…………… 4
- (9) 独立行政法人日本原子力研究開発機構について…………… 4

2 原子力発電所等の安全確保について

- (1) 原子力事業者等の不正問題等に対する再発防止対策実施及び安全管理体制確立の指導等について…………… 5
- (2) 安全管理システムの構築について…………… 5
- (3) 従事者等からの安全情報への迅速・公正・厳格な調査の実施について…………… 6
- (4) 信頼性の向上のための審査、検査体制の充実等について…………… 6
- (5) 作業従事者の安全確保対策について…………… 6
- (6) 設備の健全性評価に係る情報公開の徹底と国民理解の促進について…………… 7

(7)	原子力発電所等の耐震安全性について	7
(8)	高経年化対策について	8
(9)	原子炉の廃止措置について	8
(10)	温排水影響調査の充実強化等について	8

3 原子力防災対策の充実について

(1)	原子力防災対策業務に係る責任官庁の一本化及び地方自治体の体制整備への配慮等について	9
(2)	事故時における国の地方自治体への柔軟な支援と原子力防災支援機関の役割等の明確化について	9
(3)	大規模自然災害等に対する防災体制の強化と充実について	10
(4)	具体的な事故想定に基づく立地地域道路網の優先整備など原子力防災対策の充実強化について	10
(5)	オフサイトセンター及び関係施設整備のための財源措置等について	11
(6)	緊急時迅速放射能影響予測システム（SPEEDI）の充実について	11
(7)	原子力発電所等周辺上空の安全確保のための運航ルールづくりについて	11
(8)	核燃料物質等の事故対策マニュアルの整備と防災業務従事者への教育訓練等について	12
(9)	原子力防災訓練の充実について	12
(10)	原子力発電所等所在消防本部が整備すべき化学消防車の財源措置について	12
(11)	モニタリング体制の充実・強化について	12
(12)	原子力発電所等に対する武力攻撃等に関する対策の強化等について	13

4	緊急被ばく医療体制について	
(1)	「防災指針」に基づいた緊急被ばく医療体制の強化とマニュアルの整備について	14
(2)	「防災指針」に基づいた安定ヨウ素剤の服用基準の明確化について	14
(3)	住民及び防災業務関係者の事故後の健康管理対策の明確化と放射線等に関する普及啓発について	15
5	電源地域振興対策の充実強化について	
(1)	原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法に基づく施策の充実・強化について	16
(2)	廃炉に伴う措置について	16
(3)	立地地域振興のための税制上の措置について	16
(4)	核燃料税（法定外普通税）について	17
(5)	法人事業税の収入金額課税について	17
(6)	原子力発電所等立地地域における科学技術振興について	17
6	電源三法交付金制度の充実について	
(1)	電源三法交付金制度（全般）について	18
(2)	電源立地地域対策交付金の充実等について	18
(3)	企業立地資金貸付事業について	19
(4)	原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業補助金（F補助金）について	19
(5)	原子力発電安全対策交付金の充実等について	19
(6)	交付金事務等交付金について	20
(7)	原子力発電施設等立地地域特別交付金、核燃料サイクル交付金及び原子力発電施設立地地域共生交付金について	20

1 原子力行政（全般）について

原子力行政に係る施策の推進に当たっては、国自ら地域の意見聴取及び情報公開を徹底し、原子力発電所等の安全性、核燃料サイクル及び放射性廃棄物の処理・処分方法等について国民の理解促進を図るとともに、安全規制体制の在り方や、異常時における地方自治体への通報連絡体制、住民への積極的な公表等、国が責任ある対応をすること。

また、原子力技術者養成のための教育の充実に努め、優秀な人材確保に係る指導・支援を行うこと。

（1）国及び事業者の情報公開と政策決定過程における国民意見の反映、広聴・広報活動の強化等、地域の意見を尊重した原子力行政への取り組みについて

- ① 原子力行政を進めるに当たっては、国が前面に出て、国民理解の促進に努めるとともに、国自らが地域の意見を十分に聴く等、政策に国民の意見を反映させることのできる仕組みづくりを進めること。
- ② 原子力発電所等や放射性物質の輸送等の安全性について、積極的かつ正確に広報するとともに、情報公開、地元自治体との情報交換・連携を密にし、事業関係者に対しても広報活動を強化するよう指導すること。
- ③ 核物質防護に関する情報管理の徹底を図るとともに、規制の強化に当たっては、情報公開の基本精神が損なわれないことがないよう、事業者を指導すること。
- ④ 放射線や原子力を含めたエネルギー問題について、学校における指導の充実や学校教育を支援する制度の充実に取り組むこと。
- ⑤ 地域原子力安全統括管理官等を原子力発電所立地道県に配置し、安全対策や連絡調整機能、各種情報提供機能及び広報機能の充実に図り、常に前面に出た対応を行うこと。

《内閣府》《経済産業省》《文部科学省》《原子力委員会》《原子力安全委員会》

（2）原子力安全規制体制の在り方の検討・検証並びに議論する場の設置について

現行の規制体制の実効性を再度検討・検証し、更なる充実・強化を図るとともに、安全規制を行う組織の独立性を高めるなど、あらゆる角度から原子力安全規制体制の在り方について議論する場を設けること。

《内閣府》《経済産業省》《文部科学省》《原子力委員会》《原子力安全委員会》

(3) 厳正な安全確認と国民的合意形成に基づいた核燃料サイクルの推進について

- ① プルサーマルや高速増殖炉開発を含む、核燃料サイクルの推進については、我が国のエネルギー政策の中核をなすものであり、国は、安全確保を第一とし、各段階において厳正な審査・検査や指導を行うとともに、それらの経過や結果について積極的な情報公開と十分な住民説明を行い、国民的合意形成に努めながら、着実に取り組むこと。
- ② プルサーマル計画については、立地地域の十分な理解と同意を前提として慎重に対処するとともに、安全性に加えプルサーマルの必要性や経済性についても積極的かつわかりやすい広報を行い、国民の理解の促進に努めること。
- ③ 輸入MOX燃料の安全性について、輸送を含めて国は厳正かつ適切な確認・審査を行うとともに、事業者の品質保証体制と安全管理体制の一層の充実強化の指導と情報の公開に努めること。
- ④ 使用済のウラン燃料やMOX燃料が、発電所に長期間貯蔵され続けられないよう、国が責任を持って日本原燃株式会社六ヶ所再処理工場に続く、いわゆる第二再処理工場の検討を早急に行い、建設に向けて取り組んでいくことを積極的に広報し、国民に明確に示すこと。
- ⑤ 六ヶ所再処理施設について、安全な施設整備かつ早期の操業開始を国が責任を持って指導するとともに、その円滑な運転により、使用済燃料の継続的な受入・処理を確保し、核燃料サイクルの確立を図ること。
- ⑥ 高速増殖原型炉「もんじゅ」は、国の将来のエネルギー政策を支える重要なプロジェクトであり、国として主導的な役割を積極的に果たすとともに、プラントの安全確保について、国自らが責任をもって対応すること。
- ⑦ 試験研究用原子炉において発生した使用済燃料の処理・処分方策についても、明確な方針を示すこと。

《内閣府》《経済産業省》《文部科学省》《原子力委員会》《原子力安全委員会》《国土交通省》

(4) 使用済燃料の中間貯蔵施設の立地促進と広報活動の強化等について

国として、立地の促進に積極的に取り組み、国民の理解を得るための広報活動を一層強化すること。

《経済産業省》《文部科学省》

(5) 放射性廃棄物の処理・処分方法の確立等について

- ① 放射性廃棄物の区分や制度、処理・処分方法について、国の責任において、国民の十分な理解が得られるよう広報活動を強化すること。

- ② 高レベル放射性廃棄物の最終処分に係る研究開発の促進を図り、最終処分の早期実施に向けて、国が前面に立った取り組みを一層強化するとともに、原子力発電環境整備機構及び独立行政法人日本原子力研究開発機構に対し、適正な事業執行を指導すること。
- ③ 原子力の研究開発等で発生する放射性廃棄物について、適切に管理するとともに、その処分先が早期に確保され、適切な処理処分が着実に行われるよう、国が責任をもって指導すること。
- ④ クリアランス制度については、事業者を厳しく指導するとともに、関係省庁と十分協議し、混乱が生じないよう適切な対策を講じること。また、クリアランス制度を適用して製造された物品について積極的に広報を行うとともに、制度と放射線についての理解が得られるよう努めること。
- ⑤ 発生量の低減及び減量化の促進に必要な技術の研究開発を推進すること。

《経済産業省》《文部科学省》《原子力安全委員会》

(6) 異常時の迅速かつ正確な情報伝達と公表等について

- ① 事業者に対し、原子力発電所等の異常時における地方自治体への迅速かつ的確な通報連絡体制の確立及びその遵守を厳しく指導すること。
- ② 国民の関心が高い事故故障が発生した場合、関係自治体に速やかな事故発生連絡及びプレス発表時期を踏まえた適切な連絡を行うとともに、現地においては、原子力保安検査官事務所等が主体となった定期的な説明や報道等への対応を図る等、安全性や健全性について、法的・技術的根拠を含んだ国の判断を速やかに示すこと。
- ③ 事故故障の発生後、速やかな原因究明と再発防止対策の徹底した水平展開を図り、事業者に対して再発防止の指導を行うこと。
- ④ 軽微な事象や報告対象に該当しない事象についても、公表の基準を示す等、国民にわかりやすい形での情報公開を徹底し、原因の究明等に、国が積極的に関与する体制を整備すること。
- ⑤ 国外の事故故障における詳細及び関連情報を速やかに入手し、国内の発電所等に対しても、信頼性の評価及び評価結果等の公表を行い、必要性に応じた適切な措置を講じること。

《経済産業省》《文部科学省》《原子力安全委員会》

(7) 原子力安全協定の遵守指導等について

地方自治体が事業者と締結している安全協定が遵守され、地方自治体の行う原子力安全行政が円滑に進むよう、今後とも事業者に対する指導の徹底を図ること。

《経済産業省》《文部科学省》

(8) 原子力技術者養成のための教育と人材確保について

優秀な人材の確保に努めるとともに、技術伝承のため、中堅技術者の技術水準の維持や安全教育の徹底に努めるよう指導・支援を行うこと。

《経済産業省》 《文部科学省》

(9) 独立行政法人日本原子力研究開発機構について

日本原子力研究開発機構においては、安全の確保を最優先に地域との共生を徹底するとともに、人材の育成をはじめ、安全研究や燃料・材料の研究開発など基礎基盤研究の充実、事故原因等に係る技術・知見の伝承が図られるよう優先的に財政措置を講ずること。

《経済産業省》 《文部科学省》

2 原子力発電所等の安全確保について

平成21年1月から施行されている新検査制度の実効性と信頼性を高めるためにも、原子力事業者等の法令遵守意識の徹底はもちろんのこと、従事者等からの安全情報申告制度が有効に機能するよう努めるなど、国が責任ある対応をすること。また、事故の再発防止策、耐震安全性への対応等も含め、原子力発電所等の安全確保に万全を期すこと。

(1) 原子力事業者等の不正問題等に対する再発防止対策実施及び安全管理体制確立の指導等について

- ① 安全管理状況の透明性を高めるための制度を検討し、安全管理体制の確立・維持と、従業者に対する安全モラルの徹底を図るよう強く指導すること。
- ② 再発防止策等について、総合的政策を構築し、国の厳正な監督の下に確実に実行し、コスト重視によって事業者の安全対策がおろそかにならないよう指導すること。
- ③ 工事・作業等の安全確保が十分に浸透し、下請け企業を含めた品質保証活動が徹底され、企業システム全体の改善が図られるよう事業者を指導すること。
- ④ 事故やトラブルなどの隠ぺいが行われぬよう、原子力発電所等の運転状況を常時監視記録し、複数部署で確認するような体制、システム作り及び不正防止のための基準を明確にするとともに、事業者が原因究明を優先して、積極的に安全対策を行えるような仕組みを整備すること。
- ⑤ 原子力安全の第一義的責任は事業者であり、特に現場での取り組みが重要であることから、より積極的に運転等に関する情報を公開し、原子力安全に関する活動の透明性を向上するよう事業者を指導すること。

《経済産業省》《文部科学省》《原子力安全委員会》《総務省消防庁》

(2) 安全管理システムの構築について

- ① 最新知見を不断に取り入れ、事故の未然防止対策に重点を置いた透明性が高く、より実効性の高い国の安全規制・管理システムの確立を図ること。
- ② 定期検査、定期事業者検査や保安検査において、国がチェックすべき内容等も、安全基準や点検指針等の中で明らかにすること。
- ③ 事業者及び発電所の保守・点検など安全管理業務を行う企業に対しては、品質管理を含めた保全に関する資格制度、教育訓練制度の創設等、安全管理水準の向上の支援に積極的に取り組むとともに、危機管理意識の醸成を指導すること。
- ④ 原子力発電所等のより一層の安全確保のため、今後ともシビアアクシデント対策を積極的に推進すること。

《経済産業省》《文部科学省》《原子力安全委員会》

(3) 従事者等からの安全情報への迅速・公正・厳格な調査の実施について

- ① 国への原子力発電所等の安全情報に係る申告については、迅速かつ公正、厳格な調査及び厳正な対処を行い、その結果を速やかに公表するとともに、申告者の保護等に十分配慮するなど申告制度が安全確保上有効に機能するよう引き続き努めること。
- ② 地元自治体への安全情報に係る申告があった場合や申告者自らが公表した場合等においても、国が迅速かつ積極的に調査を行い見解を示すとともに、地元自治体の実施する原子力発電所等の調査等について、必要な協力を行うこと。

《経済産業省》《文部科学省》《原子力安全委員会》

(4) 信頼性の向上のための審査、検査体制の充実等について

- ① 国は、立地地域の信頼が得られるよう規制監督省庁としての認識を持ち、厳格な規制、監督を行い、審査・検査については、不断の見直しとその実効性確保及び充実強化に取り組むこと。
- ② 新たな検査制度の運用に当たっては、検査間隔の変更を含む事業者の検査計画全般について、高経年化の程度などプラント毎の特性に応じ、慎重かつ厳格な審査を行うとともに、安全性向上についての具体的なデータを示すなど説明責任を果たし、国民の理解と信頼を確保すること。
- ③ 国は、保安検査等を通じて、品質保証活動の徹底及び設備改良、ヒューマンエラー及び不正防止等について事業者を強く指導し、検査等の信頼性の向上を図ること。
- ④ 独立行政法人原子力安全基盤機構が関与する定期検査項目や定期安全管理審査が厳正に実施されるよう指導・監督すること。
- ⑤ 検査技術の高度化を図るとともに、トラブル・事故を未然に防ぐための状態監視や非破壊検査等に重点を置いた検査内容の充実強化に取り組むこと。
- ⑥ 原子力発電所等の安全性に係る疑義が生じた際には、速やかに関係自治体に連絡するとともに、疑義に係る調査や対策について公表を行うほか、現地の原子力保安検査官事務所においても結果を公表すること。

《経済産業省》《文部科学省》《原子力安全委員会》

(5) 作業従事者の安全確保対策について

- ① 原子力発電所等における作業従事者の被ばく線量の低減に努めるとともに、被ばく管理や身分確認を徹底するよう事業者を指導すること。
- ② 作業員の内部被ばく防止・作業品質向上の観点から、管理区域内における作業規律の確立について事業者にも周知徹底させること。

- ③ 作業従事者の安全確保対策を徹底し、事故が発生した場合の人命救助の体制を強化するよう事業者を指導すること。

《経済産業省》《文部科学省》《原子力安全委員会》《厚生労働省》

(6) 設備の健全性評価に係る情報公開の徹底と国民理解の促進について

- ① 設備の健全性評価について、国として、その必要性や科学的な根拠を含め、情報公開を徹底し国民の十分な理解を得ること。
- ② 超音波探傷検査を含む非破壊検査技術の信頼性について、検査員の資質向上を図り、その検査結果に基づく健全性評価については、情報公開を徹底し、国民の十分な理解を得ること。
- ③ 配管の減肉管理指針について、国として積極的な情報公開を行い、要求事項遵守の徹底を事業者に指導すること。
- ④ 施設・設備の健全性評価の運用に当たっては、明確な運用基準を示し、透明性を確保するとともに適切な運用を図るよう、強く事業者を指導すること。
- ⑤ ハフニウム板型制御棒のひびが確認されたことによる制御棒の技術基準の明確化等の課題について、再発防止の観点から早急に検討を進め、改善を図ること。

《経済産業省》《文部科学省》《原子力安全委員会》

(7) 原子力発電所等の耐震安全性について

- ① 耐震安全性に関わる新たな知見や評価等が示された場合には、必要に応じて、耐震設計審査指針の見直しを行い、事業者に必要な対策を指示するとともに、国民にわかりやすく説明すること。
- ② 事業者が実施した地質調査については、国として陸地のみならず海底の活断層についても十分に検証を行うとともに、調査技術の進歩など必要に応じて国自ら地質調査を行うこと。
- ③ 事業者が実施した中間評価はもとより最終評価について、国として厳正かつ早期に確認するとともに、原子力発電所等全体として一貫した地震対策を実施しているかどうかについても、厳格に確認し、国民にわかりやすく説明すること。
- ④ 基準地震動に対する施設及び設備の耐震安全上の裕度を明らかにするとともに、十分な裕度が確保されるよう事業者を指導すること。
- ⑤ 「残余のリスク」については、徒に国民の不安を煽ることのないよう、評価結果を適切に取扱うとともに、国民にわかりやすく説明すること。
- ⑥ 耐震性評価技術の向上のため、大型振動台による実証実験を必要に応じて実施すること。

- ⑦ 独立行政法人原子力安全基盤機構等が新潟県に設置する「原子力耐震・構造研究拠点」において行う原子力耐震構造等の研究が、原子力発電所等の耐震安全性向上に活用されるよう努めること。

《経済産業省》《文部科学省》《原子力安全委員会》

(8) 高経年化対策について

- ① 高経年化対策について、事業者が実施する技術評価を厳正に審査するとともに、技術評価や長期保守管理方針の妥当性について、技術的根拠を明確にし、情報公開を図り、国民に不安を与えることのないように、わかりやすく説明すること。また、事業者に対しても説明責任を果たすよう指導すること。
- ② 高経年化対策に関する技術情報基盤の整備や安全基盤研究の一層の推進を図り、最新の知見に基づく不断の検討を重ね、安全対策に万全を期すること。
- ③ 不足が懸念される照射用試験片について、適切な対策を講ずること。

《経済産業省》《文部科学省》《原子力安全委員会》

(9) 原子炉の廃止措置について

- ① 原子炉の廃止措置について、発生する放射性物質の処理基準や関係法令等の整備、廃棄物の取扱い基準等の確立や、廃炉費用の確保等により、安全で確実な原子炉の廃止措置を図るとともに、新たな知見の拡充に努め、その結果について、情報の共有・活用を図ること。
- ② 浜岡原子力発電所1、2号機の廃止措置は、商業用の軽水炉としては国内初の措置となるため、廃止措置計画の事業者への厳正な指導監督など安全確保に万全を期すこと。
- ③ 施設の供用期間については、事業者の判断に委ねるのではなく、国は安全確保の観点から積極的に関与しその責任を果たすこと。

《経済産業省》《文部科学省》《原子力安全委員会》

(10) 温排水影響調査の充実強化等について

- ① 環境及び生物等に対する温排水の影響を把握するための一元的、総合的な調査研究を促進し、温排水の広域的かつ長期的な調査をさらに充実強化すること。
- ② これまでの試験調査の成果の公開並びに、これに基づく影響調査の手法及び評価の方法を早急に確立すること。

《経済産業省》《文部科学省》

3 原子力防災対策の充実について

原子力防災対策について、原子力災害対策特別措置法の改正を含めた検討を行い、原子力発電所等が大規模自然災害等により被災するなど、原子力発電所等への影響が懸念される場合にも、実効ある防災体制を確立する仕組みを整備すること。

(1) 原子力防災対策業務に係る責任官庁の一本化及び地方自治体の体制整備への配慮等について

- ① 原子力防災対策の実効性を高めるため、国の原子力防災対策業務の責任官庁を一本化し、地方自治体、事業者への指導の充実強化を図ること。
- ② 防災指針等を改訂する際は、現場で混乱が生じないように、十分地方自治体の実情を勘案するとともに、具体的な運用通知やマニュアルの作成、担当省庁の明確化などにより、地方自治体の体制整備が円滑に進められるよう配慮すること。

《経済産業省》《文部科学省》《総務省消防庁》《原子力安全委員会》

(2) 事故時における国の地方自治体への柔軟な支援と原子力防災支援機関の役割等の明確化について

- ① 原子力災害に至る前で、国の災害対策本部が設置されていない場合でも、国は、発電所の状況の把握につとめ、住民避難の必要性等を判断し、公表すること。
- ② 国の災害対策本部設置に至らないような事故時においても、地方自治体の要請に基づいて専門家を現地に派遣する等、県、市町村の防災体制を支援できるように十分な体制を整備すること。
- ③ 現在、原子力防災支援業務を行っている独立行政法人原子力安全基盤機構、独立行政法人日本原子力研究開発機構原子力緊急時支援・研修センター、財団法人原子力安全技術センター、財団法人日本分析センターの原子力防災体制における役割等を明確にし、その機能の充実・強化を図ること。
- ④ 原子力発電所等が大規模自然災害等により被災した場合には、原子力災害に至らない場合であっても、地方自治体が緊急に原子力施設の安全性や放射線監視情報等を住民等に広報できるよう交付金制度を整備すること。

《経済産業省》《文部科学省》

(3) 大規模自然災害等に対する防災体制の強化と充実について

- ① 大規模自然災害等が発生し、原子力発電所等への影響が懸念される場合は、国が発電所等内部の状況や住民避難の必要性等を自律的に判断し、公表するとともに、地方自治体への迅速な連絡体制を整えること。
- ② 火災対策等の実効性を確保するため、総務省消防庁と共管するとともに、事業者に対しては防災業務計画中に「自衛消防組織の設置等」を義務づけること。
- ③ 原子力発電所等の危機管理体制の充実・強化に向けた国の指導・監督を強化するとともに、原子力防災管理者の国、地方自治体等への通報義務について、火災や大規模自然災害等を明記すること。
- ④ 原子力災害時に風水害や地震等、他の災害と重なった場合の防災対策について検討を行い、具体的な対応を早急に地方自治体に示すこと。

《経済産業省》《文部科学省》《総務省消防庁》《原子力安全委員会》

(4) 具体的な事故想定に基づく立地地域道路網の優先整備など原子力防災対策の充実強化について

- ① 原子力発電所等ごとに原子力災害時の具体的な事故想定や影響等について検討を行い、避難経路・迂回路の確保のための立地地域の道路網の優先整備や除排雪体制の拡充など、地方自治体への支援を含めた原子力防災対策を充実強化すること。
- ② 防災用資機材については、整備すべき基本的な防災用資機材の種類・数量を規定するとともに、地域の実情に合わせた資機材整備が図られるようその財源措置について、充実強化すること。
- ③ 緊急時における防災業務関係者の被ばく管理マニュアルを、早急に整備すること。
- ④ 県、市町村等が、災害発生時に各々の役割に応じた応急対策を効率よく確実に実行するために、緊急事態応急対策拠点施設（オフサイトセンター）で集約した各種データを、リアルタイムで県等の災害対策本部へ伝送するシステムを整備すること。
- ⑤ オフサイトセンターにおける各機能班の活動マニュアルについて、防災訓練等を通じた関係機関の役割の明確化等、より実効性のあるものに毎年改善すること。
- ⑥ 原子力災害対策特別措置法に基づく立入検査指針を作成すること。
- ⑦ 原子力防災計画に位置付けられている避難施設、避難経路などが自然災害等により被害を受けた場合には、優先的に応急対策や復旧対策を講ずることができるよう体制（交付金制度）を整備すること。

《経済産業省》《文部科学省》《財務省》《総務省消防庁》《原子力安全委員会》《国土交通省》

(5) オフサイトセンター及び関係施設整備のための財源措置等について

- ① 原子力発電所等の新規立地地点において、オフサイトセンターを、国の責任において設置すること。
- ② オフサイトセンターと立地市町村を結ぶTV会議システム等の整備については、原子力防災体制を重点的に充実すべきすべての市町村及び周辺関係市町村に対しても整備すること。
- ③ 緊急時連絡網については、関係機関等への拡充を図るとともに、事業者とも結ぶことができるよう制度の充実並びに情報伝達の高度化を図ること。
- ④ 県、市町村及びその他関係機関が防災対策を実施するために必要な施設や住民広報のための施設の整備（市町村防災行政無線を含む。）及び運営管理において必要な財源の充実強化を図ること。
- ⑤ オフサイトセンター代替施設の増改築、移転及び変更等に伴う建屋整備及び防災対策を実施するために必要な設備（オフサイトセンターに準じた緊急時連絡網等）の整備並びに運営管理上必要な財源を措置すること。

《経済産業省》《文部科学省》《総務省消防庁》

(6) 緊急時迅速放射能影響予測システム（SPEEDI）の充実について

- ① SPEEDIの運用に当たっては、同システムの起動基準・運用基準を明確にすること。
- ② SPEEDIの高度利用のため緊急時対策支援システム（ERSS）等との結合を図るなど、各種防災対策の情報が入手できるよう、システムの充実強化を図ること。
- ③ 地域情報の更新が適切な時期にできるようなシステムとすること。
- ④ SPEEDIシステムをはじめモニタリング情報共有システム（ラミセス）に係るすべての費用は一括して国が負担し、責任を持って運用に当たること。

《経済産業省》《文部科学省》

(7) 原子力発電所等周辺上空の安全確保のための運航ルールづくりについて

- ① 原子力発電所等周辺の上空についてすべての航空機の飛行を全面的に禁止するとともに、飛行禁止区域周辺の航空機の飛行に当たっては、原子力発電所等の安全を確保しうる最低安全高度を設定すること。
- ② 航空機の運航については、管制も含め人的ミスの発生防止に努め、原子力発電所等周辺空域の安全を確保すること。

《経済産業省》《文部科学省》《国土交通省》《外務省》《防衛省》

(8) 核燃料物質等の事故対策マニュアルの整備と防災業務従事者への教育訓練等について

- ① 国は、核燃料物質等の事業所外運搬中の防災対策の充実強化を図り、対策マニュアルを早急に整備するとともに、事業者に対して、的確かつ迅速な応急対策が実施できるよう教育訓練の実施を指導すること。
- ② 地方自治体があらかじめ輸送計画に関する情報を把握できる仕組みを構築するとともに、国は、事故対応に携わる消防、警察等の防災業務従事者への教育訓練の充実や資機材の整備及び必要な財源を講ずること。

《経済産業省》《文部科学省》《国土交通省》《総務省消防庁》《警察庁》《海上保安庁》

(9) 原子力防災訓練の充実について

- ① 原子力災害対策特別措置法に基づき国が実施する防災訓練について、地方自治体からの実施要請には、実施回数を増やすなど積極的に対応すること。
- ② 道府県が主体となって行う防災訓練についても、オフサイトセンターに関する訓練については、国が主体となって計画策定及び実施（各省庁の訓練参加者の調整を含む。）に取り組むとともに、国は、訓練のあり方、国が対応する範囲について具体的に示すこと。
- ③ 訓練での反省点を踏まえて「オフサイトセンター運営要領」を改善するとともに、訓練のノウハウや反省事項が速やかに全国展開できるよう、原子力防災専門官を通して周知すること。
- ④ 平常時から地方自治体職員との連携を図り、実効的な応急活動を行うため、緊急時にオフサイトセンターに派遣される国（指定地方行政機関含む。）の職員も積極的に参加したオフサイトセンター設備の操作説明会や機能班訓練研修（ブラインド方式）などを定期的実施すること。

《経済産業省》《文部科学省》《総務省消防庁》

(10) 原子力発電所等所在消防本部が整備すべき化学消防車の財源措置について

地元自治体等の負担にならず、かつ整備が必要である市町村や消防が申請主体となるような制度の創設及び財源措置を行うこと。

《経済産業省》《総務省消防庁》《財務省》

(11) モニタリング体制の充実・強化について

- ① 地方公共団体が実施する環境放射線モニタリングを円滑に行うため、今後とも研修や測定法等の整備充実を図ること。

- ② 緊急時モニタリングに関し、国が設置する原子力災害現地対策本部放射線班と地方公共団体が設置する緊急モニタリングセンター間の役割分担や連携、緊急時モニタリング体制解除に関する基準の明示など、体制面の整備を図ること。
- ③ 緊急時モニタリング活動の中核となるSPEEDIやその他支援機能の業務継続が確保できるように2拠点化体制などのシステム整備を図ること。

《経済産業省》《文部科学省》《原子力安全委員会》

(12) 原子力発電所等に対する武力攻撃等に関する対策の強化等について

- ① 武力攻撃事態等や緊急処理事態に対する必要な対処処置について、自衛隊、海上保安庁、警察、地方公共団体、消防、電気事業者等の関係機関による実効性ある対策を実施するとともに、必要な警戒態勢を取ることができるよう、大規模テロに対する警戒レベル等の情報を示すこと。
- ② 地方公共団体の国民保護計画に係る実効性をより高めるために、原子力発電所等が攻撃目標とされる場合に想定される武力攻撃事態、被害想定（放射性物質等の拡散予測）及び住民や原子力発電所等の従業員が避難を行う基準を速やかに提示するとともに、地方公共団体の的確な訓練の実施を支援すること。
- ③ 原子力発電所等の警備については、電気事業者等による自らの警備に加え、国が責任を負い、武力攻撃事態等の際はもとより、平時においても、大幅な警察機能の強化を図るなど万全の体制を確立すること。
- ④ 原子力発電所等への武力攻撃の際、避難に必要なあらゆる社会資本について、国が早急に整備すること。また、防災拠点としての空港施設や資機材等の保管設備の整備について支援すること。
- ⑤ 事態対処法に基づく事態認定前であっても、多くの国民に不安を抱かせるような重大な問題については、地方公共団体に対して、できる限り迅速に情報提供すること。
- ⑥ 国からの情報を伝達するための市町村の同報系防災行政無線を含む全国瞬時警報システムに関して、原子力発電所周辺については、国の責任において、早期に整備・運用をすること。
- ⑦ 核物質の輸送については、核物質防護に関する規制の強化が図られたことから、輸送を含め、核物質防護に関して厳格な管理を要する情報について具体的に示すこと。

《内閣官房》《経済産業省》《文部科学省》《国土交通省》《外務省》《防衛省》
《総務省消防庁》《警察庁》《海上保安庁》

4 緊急被ばく医療体制について

従来の緊急時医療体制の拡充強化を図るため、人命尊重の視点に立ち、救急医療・災害医療体制との整合性の取れた被ばく医療体制の確立を目指した「防災指針」（平成20年10月改訂）について、実効性を高めるため体制の強化やマニュアルを早急に整備すること。

(1) 「防災指針」に基づいた緊急被ばく医療体制の強化とマニュアルの整備について

- ① 初期、二次及び三次被ばく医療体制に位置付けられた医療機関等については、日常的にその機能が確保・発揮できるよう、医師不足対策をはじめとしたハード・ソフト両面の整備について、国からの人的及び技術的、財政的支援等の充実・強化を図ること。

さらには、訓練や研修への職員派遣に伴う代替職員の確保や日常的な施設設備等の維持管理に係る人件費等運営についても支援対象を拡大すること。

特に、初期及び二次被ばく医療機関においては、医師不足等の問題が深刻化していることから、支援等の早期の実現を図ること。

- ② 地域の三次被ばく医療機関に対して、機器整備をはじめとして、より効果的な支援が行えるよう体制づくりに努めるとともに、医療関係者に対する教育及び訓練、放射線防護協力機関、初期及び二次被ばく医療機関等との連携、ヘリコプター等の航空機による搬送を含む協力体制の構築に努めること。
- ③ 緊急被ばく医療措置を事故から災害レベルまで継ぎ目なく適切に実施するための施設種別ごと及び多様な事故を想定した医療活動マニュアルを早急に整備すること。
- ④ 緊急被ばく医療体制を整備するに当たり、独立行政法人国立病院機構及び国立大学法人が設置する病院や公的病院による協力体制が図られるよう、国において医師等医療関係者に対する研修の実施など、人材育成の強化を推進すること。

《経済産業省》《文部科学省》《原子力安全委員会》《厚生労働省》《総務省消防庁》
《防衛省》

(2) 「防災指針」に基づいた安定ヨウ素剤の服用基準の明確化について

- ① 「防災指針」に位置付けられた安定ヨウ素剤の予防服用について、具体的な運用通知や住民啓発用資料などを整備するとともに、国においては、避難等と安定ヨウ素剤予防服用を組み合わせた総合的な防護対策のあり方を早急に示すこと。

- ② 安定ヨウ素剤について、原子力災害に備えて各自治体で備蓄しておく必要量について、根拠も含め明示すること。
- ③ 迅速かつ円滑な安定ヨウ素剤の予防服用を行うための溶解作業を要しない剤型（ユニットドーズ等）や、溶解可能な丸薬（12.5mgヨウ素含有）の開発及び製造について、国は製薬業者等に指導・助成すること。

《経済産業省》 《文部科学省》 《厚生労働省》 《原子力安全委員会》

（3）住民及び防災業務関係者の事故後の健康管理対策の明確化と放射線等に関する普及啓発について

- ① 住民及び防災業務関係者（以下「住民等」）の健康調査について、事故後及び長期的な住民等の健康管理対策（心のケアを含む。）を含めた住民等の健康管理対策マニュアルの整備や実施体制の拡充を図るとともに、放射線、放射性物質の人体影響・放射線防護の方法等に関する知識の普及啓発を図ること。
- ② 事故現場を通過した観光客等の一時滞在者の健康調査についても実施できるよう財源措置を図ること。

《経済産業省》 《文部科学省》 《厚生労働省》 《原子力安全委員会》

5 電源地域振興対策の充実強化について

立地地域の自立的、持続的発展を図るため、総合的な振興施策・制度の確立を図ること。特に今年度末で失効する「原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法」に基づき決定された「振興計画」の事業が未だ達成されていないことから、原子力発電施設等の周辺地域に対する財政支援が後退することのないよう、所要の措置を行うこと。

(1) 原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法に基づく施策の充実・強化について

- ① 「原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法」(以下「原発特措法」)に基づく特例措置を堅持されるとともに、現行法の失効する平成23年度以降の法の延長について措置すること。
- ② 原子力発電施設等立地地域の指定に当たっては、市町村合併等を考慮した地域の実情に応じ弾力的な運用を図るとともに、知事の申出を最大限尊重すること。
- ③ 原発特措法第7条(補助割合)及び第8条(交付税)に基づく特例措置の適用対象とする事業については、「道路」、「港湾」、「漁港」、「消防用施設」及び「義務教育施設」の5つに限定せず、振興計画に基づく事業全般を対象とし、事業内容についても「原子力災害が発生した場合において、避難又は緊急輸送をするために必要なもの」等に限定せず、法律の目的である地域の振興に資する事業まで拡大すること。
- ④ 補助率の嵩上げ率の引き上げを図ること。
- ⑤ 不均一課税に係る対象業種を追加すること。

《内閣府》《経済産業省》《文部科学省》《財務省》《総務省》《厚生労働省》
《農林水産省》《国土交通省》《環境省》

(2) 廃炉に伴う措置について

原子炉の廃炉について、地方自治体の意見が尊重される仕組みを構築するとともに、廃炉後においても地域の自立的な発展がなされるよう、制度を整備すること。

《経済産業省》《文部科学省》《財務省》《総務省》

(3) 立地地域振興のための税制上の措置について

立地市町村の長期に亘る安定した財政運営と地域振興を図るため、原子力発電所の償却資産に係る償却残存率5%を維持するとともに、法定耐用年数を実稼働年数に沿ったものとするよう見直しすること。

《経済産業省》《文部科学省》《財務省》《総務省》

(4) 核燃料税（法定外普通税）について

核燃料税については、自主的、自立的な地方税財源の確保のための法定外普通税として、尊重すること。

《経済産業省》《文部科学省》《財務省》《総務省》

(5) 法人事業税の収入金額課税について

電気供給業に対する収入金額課税は、長年にわたり外形課税として定着し、地方税収の安定化にも大きく貢献していることから、現行制度を堅持すること。

《経済産業省》《財務省》《総務省》

(6) 原子力発電所等立地地域における科学技術振興について

原子力発電所等立地地域における科学技術振興を図るため、地域の研究基盤の充実強化及びそれらを活用した調査研究活動を支援するための制度を創設すること。

《経済産業省》《文部科学省》《財務省》

6 電源三法交付金制度の充実について

電源地域の恒久的地域振興が可能となるよう、特に電源三法交付金に関する諸制度について、地方自治体の意見・意向を最大限尊重し、関係自治体への財政的支援措置が後退することのないよう対応するとともに、自治体の自主的な活用が一層図られるよう弾力的に運用すること。

また、低迷する原子力発電所の稼働率向上を目指し、今後、運転段階における交付金額の算定にあたり、発電電力量に傾斜配分する見直しを行うとの報道がなされているが、見直し作業の段階から関係自治体に対し、事前に十分な説明を行うとともに、関係自治体の意見を十分に聴き、見直しに反映し、速やかに周知すること。

(1) 電源三法交付金制度（全般）について

- ① 電源三法交付金制度の趣旨を踏まえ、電源立地地域対策交付金をはじめとした現行の枠組みを堅持し、引き続き、関係自治体への財政的支援措置が後退することがないよう十分確保すること。
- ② 交付対象地域については、地域実情を踏まえたうえで、地域要件を緩和すること。
- ③ 電源三法交付金・補助金の適用期間は、発電所の運転終了で終わることなく、完全撤去まで延長すること。
- ④ 運転年数40年を経過する高経年化原子炉に対する新たな交付金制度を創設するとともに、原子力発電所のリプレースに関し、立地地域の持続的な発展が図られるような地域振興支援制度を早急に整備すること。

《経済産業省》《文部科学省》《財務省》

(2) 電源立地地域対策交付金の充実等について

- ① 原子力立地給付金について、旧隣接市町村と旧所在市町村との合併の有無に関わらず、交付限度額を立地市町村と同額に引き上げるとともに、旧所在市町村又は旧隣接市町村と合併する対象外市町村についても交付限度額を増額すること。
- ② 用途を自由化し、自治体の裁量性を高めること。
- ③ 交付限度額の引き上げ、特にMOX燃料を使用して発電したときは、電力移出県等交付金枠への加算を行う等交付限度額の引き上げを行うこと。
- ④ 基金の目的変更等、基金の処分範囲の拡大及び処分期間の制限撤廃及びその弾力的な運用を図ること。
- ⑤ 原子力発電施設等立地地域長期発展対策交付金相当分に係る交付対象地域を周辺市町村に拡大すること。

- ⑥ 運転開始から40年を経過する原子炉を対象に、単年度限り1億円の加算措置が設けられたが、交付限度額を拡充し、恒久的な支援制度とすること。
- ⑦ 公共用施設整備計画、利便性向上等事業計画の協議手続の簡素化や変更協議を要しない範囲を拡大すること。
- ⑧ 電源立地等初期対策交付金相当分における毎会計年度の交付限度額を撤廃すること。
- ⑨ 原子力みなし運転期間について、当該期間の延長を図ること。

《経済産業省》《文部科学省》《財務省》

(3) 企業立地資金貸付事業について

貸付用基金について、基金の目的変更等、基金の処分範囲の拡大ができるよう、弾力的に運用すること。

《経済産業省》《文部科学省》《財務省》

(4) 原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業補助金（F補助金）について

- ① 旧外部市町村については、平成25年度から補助対象地域から除外されることとなるが、周辺地域の産業振興を図るという趣旨に鑑み、旧外部市町村を補助対象地域に含めるとともに、下記事項を改善し、制度の一層の拡充を図ること。
 - イ 交付期間の延長
 - ロ 給付金額算定の際の契約電力の上限引き上げ
- ② 全額概算支払いによる早期交付に努めること。
- ③ 今後、所在市町村と合併する市町村についても、合併時期や原子力発電所等の立地時期に関係なく、所在市町村と同様に交付対象地域に含めること。

《経済産業省》《財務省》

(5) 原子力発電安全対策交付金の充実等について

- ① 放射線監視等交付金に係る下記事項の拡充、増額等を行うこと。
 - イ 施設整備事業の拡充（機器更新時の新規購入、増設）
 - ロ テレメータ更新や排気筒モニタ等事業者データ取込みの加算額の増額
 - ハ 交付限度額における事業所の原子炉数の考慮
 - ニ ウラン加工施設臨界事故後の放射線監視設備整備等臨時特別交付金により整備した監視機器等の維持管理及び設備更新についての財源確保
 - ホ 「放射線監視施設等整備事業」において、テレメータシステムや機器の整備時のリース方法の採用。

- ② 広報・安全等対策交付金に係る下記事項の検討、増額、拡大等を行うこと。また、同交付金が近年減額されているが、自治体としての安全確認及びその結果の広報の財源になっていることから減額しないこと。併せて、地震や重大事故による被害のため長期停止していた原子力発電所の運転再開にあたっては、自治体としての耐震安全性等の確認と住民広報が必要であることから、交付金限度額を増額すること。
- イ 期間経過に伴う所在及び隣接市町村に係る交付金の減額及び打切措置の廃止
 - ロ 停止期間制度の廃止
 - ハ 交付対象施設の数や種類が十分に考慮された交付限度額の増額
 - ニ 使用範囲の拡大
 - ホ 温排水影響調査事業の交付年限の撤廃
 - ヘ 温排水影響調査施設等の更新期間の延長（原子力発電施設の使用終了日まで）
 - ト 事前調査事業の交付年限の改善
 - チ 原子力広報研修施設整備枠の拡大
 - リ 当該交付金事業のP D C A評価方法の具体的な明示

- ③ 原子力発電施設等緊急時安全対策交付金に係る下記事項の検討、増額、拡大等を行うこと。

- イ 申請窓口の一本化
- ロ 事業間流用等を含む弾力的運用
- ハ 使用範囲の拡大
- ニ 関係市町村等への再交付制度の認定
- ホ 被ばく医療機関の施設設備整備のための間接補助方式の導入

《経済産業省》《文部科学省》《財務省》

（6）交付金事務等交付金について

限度額の引き上げ及び使途の拡大を図ること。

《経済産業省》《文部科学省》《財務省》

（7）原子力発電施設等立地地域特別交付金、核燃料サイクル交付金及び原子力発電施設立地地域共生交付金について

- ① 当該交付金は対象道県が作成する地域振興計画に基づき交付されることになっているが、地域の実態に応じた計画の作成や、厳しい財政状況の下での行政運営に資する活用が円滑にできるよう弾力的な運用を図ること。

- ② 国においては、プルサーマル計画の実現に向けて電源立地地域に対する支援策を講じる目的で、「核燃料サイクル交付金」に代えて、新たに「原子力発電施設等立地地域特別交付金」により措置を行ったところであるが、同意の時期により交付限度額が減額される特別交付金制度を見直し、従前の核燃料サイクル交付金における交付限度額を復活させるとともに、道県の同意時期による交付限度額の差異及び同意期限を撤廃すること。
- ③ 原子力発電施設立地地域共生交付金については、原子力発電施設の運転年数が30年を超える場合に交付されるものであるが、交付後に当該施設が運転を終了しても、対象施設を含む発電所において運転がされている場合、地域振興計画の事業期間は継続交付すること。

《経済産業省》 《文部科学省》 《財務省》

原子力発電等に関する提案項目省庁別一覧

提案項目 / 提案省庁	内閣官房	内閣府	委員会	原子力委員会	安全委員会	経済産業省	文部科学省	総務省	外務省	財務省	厚生労働省	農林水産省	国土交通省	海上保安庁	環境省	防衛省	警察庁
1 原子力行政（全般）について																	
(1) 国及び事業者の情報公開と政策決定過程における国民意見の反映、広聴・広報活動の強化等、地域の意見を尊重した原子力行政への取り組みについて		○	○	○	○	○	○										
(2) 原子力安全規制体制の在り方の検討・検証並びに議論する場の設置について		○	○	○	○	○	○										
(3) 厳正な安全確認と国民的合意形成に基づいた核燃料サイクルの推進について		○	○	○	○	○	○						○				
(4) 使用済燃料の中間貯蔵施設の立地促進と広報活動の強化等について							○	○									
(5) 放射性廃棄物の処理・処分方法の確立等について							○	○	○								
(6) 異常時の迅速かつ正確な情報伝達と公表等について							○	○	○								
(7) 原子力安全協定の遵守指導等について							○	○									
(8) 原子力技術者養成のための教育と人材確保について							○	○									
(9) 独立行政法人日本原子力研究開発機構について							○	○									
2 原子力発電所等の安全確保について																	
(1) 原子力事業者等の不正問題等に対する再発防止対策実施及び安全管理体制確立の指導等について						○	○	○	○								
(2) 安全管理システムの構築について						○	○	○									
(3) 従事者等からの安全情報への迅速・公正・厳格な調査の実施について						○	○	○									
(4) 信頼性の向上のための審査、検査体制の充実等について						○	○	○									
(5) 作業従事者の安全確保対策について						○	○	○				○					
(6) 設備の健全性評価に係る情報公開の徹底と国民理解の促進について						○	○	○									
(7) 原子力発電所等の耐震安全性について						○	○	○									
(8) 高経年化対策について						○	○	○									
(9) 原子炉の廃止措置について						○	○	○									
(10) 温排水影響調査の充実強化等について						○	○										
3 原子力防災対策の充実について																	
(1) 原子力防災対策業務に係る責任官庁の一本化及び地方自治体の体制整備への配慮等について						○	○	○	○								
(2) 事故時における国の地方自治体への柔軟な支援と原子力防災支援機関の役割等の明確化について							○	○									
(3) 大規模自然災害等に対する防災体制の強化と充実について						○	○	○	○								
(4) 具体的な事故想定に基づく立地地域道路網の優先整備など原子力防災対策の充実強化について						○	○	○	○				○				
(5) オフサイトセンター及び関係施設整備のための財源措置等について							○	○	○								
(6) 緊急時迅速放射能影響予測システム(SPEED I)の充実について							○	○									
(7) 原子力発電所等上空の安全確保のための運航ルールづくりについて							○	○		○				○		○	
(8) 核燃料物質等の事故対策マニュアルの整備と防災業務従事者への教育訓練等について							○	○	○					○	○		○
(9) 原子力防災訓練の充実について							○	○	○								
(10) 原子力発電所等所在消防本部が整備すべき化学消防車の財源措置について							○		○	○							
(11) モニタリング体制の充実・強化について							○	○	○								
(12) 原子力発電所等に対する武力攻撃等に関する対策の強化等について	○						○	○	○	○				○	○		○
4 緊急被ばく医療体制について																	
(1) 「防災指針」に基づいた緊急被ばく医療体制の強化とマニュアルの整備について							○	○	○	○		○					○
(2) 「防災指針」に基づいた安定ヨウ素剤の服用基準の明確化について							○	○	○			○					
(3) 住民及び防災業務関係者の事故後の健康管理対策の明確化と放射線等に関する普及啓発について							○	○	○			○					
5 電源地域振興対策の充実強化について																	
(1) 原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法に基づく施策の充実・強化について		○					○	○	○		○	○	○		○		
(2) 廃炉に伴う措置について							○	○	○		○						
(3) 立地地域振興のための税制上の措置について							○	○	○		○						
(4) 核燃料税（法定外普通税）について							○	○	○		○						
(5) 法人事業税の収入金額課税について							○		○		○						
(6) 原子力発電所等立地地域における科学技術振興について							○	○			○						
6 電源三法交付金制度の充実について																	
(1) 電源三法交付金制度（全般）について							○	○		○							
(2) 電源立地地域対策交付金の充実等について							○	○		○							
(3) 企業立地資金貸付事業について							○	○		○							
(4) 原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業補助金(F補助金)について							○			○							
(5) 原子力発電安全対策交付金の充実等について							○	○		○							
(6) 交付金事務等交付金について							○	○		○							
(7) 原子力発電施設等立地地域特別交付金、核燃料サイクル交付金及び原子力発電施設立地地域共生交付金について							○	○		○							